

公 示 日：2026 年 7 月 1 日（水）

調達管理番号：26a00251

国 名：キルギス国

担 当 部 署：人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

調 達 件 名：キルギス国リハビリテーション制度（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務 ：リハビリテーション制度
- （２） 格 付 ：３号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 在勤地：ビシュケク市
- （５） 全体期間：2026 年 8 月下旬から 2027 年 11 月下旬
- （６） 業務量の目途：12 人月

2. 業務の背景

キルギスにおいては総死亡のうち 9 割近くが非感染性疾患(Non-communicable diseases: NCDs) 及び外傷に起因しており、特に脳卒中や虚血性心疾患、悪性新生物が主な死亡原因となっている（2023 年時点、WHO Mortality Database）。国連障害者権利条約（CRPD）政府報告によれば、キルギスではこれらの疾患や外傷が機能障害の主要因となっており（CRPD/C/KGZ/1, 2025）、多くの患者が日常生活動作（ADL）や社会参加に長期的な制約を受けることが指摘されている。そのため、キルギスでは機能障害の予防及び回復を目的とするリハビリテーションサービスの需要が増大している。一方で、リハビリテーションサービスの体制整備は大きな政策課題となっており、特に保健セクターにおける専門職の養成・配置、標準的な診療手順の整備、医療機関間の患者導線（リファラル）等の面で十分な体制が構築されていない。現行の医療従事者の卒前・卒後教育は旧ソ連型の教育モデルに依拠しており、エビデンスに基づく医療や理学療法・

作業療法を含む現代的リハビリテーション医療に関する教育や研修が不足している。地方においてはリハビリテーションサービスへのアクセス自体が限定的であり、地域間格差が顕著である。

かかる状況の下、キルギス政府は「国家開発戦略（2018-2040 年）」や「国家公衆衛生保護・保健システム発展プログラム（2019-2030 年）」等の政策文書において、疾病・外傷に起因する障害の予防・軽減と国民の生活の質の向上を掲げ、リハビリテーション分野の制度的整備及び人材育成を重視している。2025 年 10 月にはキルギス共和国憲法及びキルギス共和国法「キルギス共和国における国民の健康保護に関する法律」を根拠とした「キルギス共和国国民に対するリハビリテーション及びハビリテーション支援の提供手順」が閣議承認された。これを受け、保健省、労働・社会保障・移民省及び科学・高等教育・イノベーション省の連携を通じた、国家リハビリテーション戦略、理学療法士や作業療法士等の専門職の職務基準や教育基準、特定疾患に関するリハビリテーションの臨床ガイドライン・プロトコルやケアパス等の策定・開発が始まった。2026 年 6 月現在、キルギス国立医学アカデミーにおいてキルギス初となる理学療法士及び作業療法士の学士課程を 2027 年 9 月から開講すべく、関係機関による準備が進められている。

本事業は、こうしたキルギスにおけるリハビリテーション医療のパラダイムシフトともいえる局面において、日本の知見と経験を提供することを目的とする。とりわけ、新設される理学療法士及び作業療法士学士課程の臨床実習に対応するため、実習生を受入れる医療施設において受入体制を整備することを通じて、専門職の新規養成、既存の医療従事者の再教育、リハビリテーションサービス提供体制の構築に貢献し、キルギスのリハビリテーション制度基盤の強化を図る。なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

- (1) 理学療法士及び作業療法士学士課程の臨床実習先となる医療施設において、実習生の受入体制の整備に貢献する。
- (2) 日本の知見や経験の共有を通じて、以下をはじめとするリハビリテーション制度改革に貢献する。
 - ・ 国家リハビリテーション戦略の策定
 - ・ 専門職の業務範囲、技能標準、教育カリキュラム等の策定

- 特定疾患に関するリハビリテーションの臨床ガイドライン・プロトコルやケアパスの策定
 - 専門職の新規養成にかかる教育カリキュラムの策定や講師養成
 - 既存の医療従事者の再教育にかかる研修プログラムの策定や講師養成
- (3) キルギスのリハビリテーション分野における今後の日本の協力の方向性の整理に貢献する。

4. 業務の内容

本専門家は、キルギス保健省及びキルギス国立医学アカデミーをカウンターパート(C/P)とし、また本契約とは別に派遣予定の短期専門家とも連携しつつ、主に以下の業務を行う。

【リハビリテーション医療制度】

- (1) 理学療法士及び作業療法士学士課程の臨床実習の目的や到達目標を整理し、実習先医療施設の受入体制及び課題を把握する。
- (2) 実習生を受入れる医療施設に対し、臨床実習及び指導体制の整備に必要な技術的助言を行う。
- (3) リハビリテーション制度改革の進捗状況や今後の見通しを把握し、有用と思われる日本の知見や経験を共有する。
- (4) 上記の活動成果や他の開発パートナーの協力状況を踏まえ、今後の日本の協力の方向性について助言する。

【事業マネジメント業務】

- (1) C/P と密に協議を行い、事業実施の方針を検討し実施計画(ワーク・プラン)を策定する。
- (2) C/P とともに事業の進捗状況、成果、課題、教訓等についてモニタリングし、対応策等について関係者と適宜共有・協議を行う。
- (3) 本契約とは別に派遣予定の短期専門家の受入に際し、C/P とともに業務内容の協議や各種調整を行い、短期専門家業務が円滑に行われるよう支援する。
- (4) JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA (本部及びキルギス事務所) に遅滞なく提出する。
- (5) 事業の活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務について適切に実施する。
- (6) その他効果的かつ効率的な事業実施に必要な取組、働きかけを関係者と連

携しつつ実施する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	理学療法士及び作業療法士学士課程の臨床実習受入先となる医療施設における受入・指導体制の具体的な整備方法。 ※本案件における機材等の整備は想定していない。なお、本案件が対象とする医療施設は派遣開始後に C/P と協議のうえ最終確定することになるが、現時点での想定は、キルギス国立医学アカデミー附属リハビリセンター、Kyrgyz Research Institute of Resortology and Restorative Treatment (Vorontsovka Rehabilitation Center)、Maksat Rehabilitation Center の3カ所。	【リハビリテーション医療制度】(1)(2)
2	本契約とは別に派遣予定の短期専門家との連携方法。短期専門家は2名（理学療法士または作業療法士、及びリハビリテーション専門医）を2回ずつ（各回1週間程度）派遣する想定であるが、自身の専門性も加味したうえで、どのような専門性を持つ短期専門家（具体的個人を提案することも可）がどのような業務を担うべきか等についての具体的方策。 ※提案した短期専門家が実際に派遣されるとは限らないことに留意。	【リハビリテーション医療制度】(1)(2)(3)
3	1年間という限られた期間で成果を達成するための具体的な業務スケジュールの想定。	全業務

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	リハビリテーション医療制度にかかる各種業務
-----------	-----------------------

語学の種類	英語
-------	----

※日本の理学療法士または作業療法士としての実務経験があり、臨床実習指導経験を有することが求められます。中央アジアをはじめとする旧ソ連圏で上述する分野に関する知識や業務経験があると望ましく、関連分野の修士号を有するとなお良い。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ¹	渡航開始より1か月以内	人間開発部（CC:キルギス事務所）	－	ロシア語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	ロシア語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと ²	国際協力調達部（CC:人間開発部）	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部 （CC:人間開発部、キルギス事務所）	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部（CC:国際協力調達部、キルギス事務所）	－	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

（１）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は11月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関

¹ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

² 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみですが、上述のとおり本契約とは別に 2 名（理学療法士または作業療法士、及びリハビリテーション専門医）の短期専門家を 2 回ずつ（各回 1 週間程度）派遣する想定です。

（２） 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループから配付しますので、hmge2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・キルギス政府閣議承認文書「キルギス共和国国民に対するリハビリテーション及びハビリテーション支援の提供手順」
- ・キルギス国「非感染性疾患の早期発見・早期治療のためのパイロットリファラル体制強化プロジェクト」事業完了報告書

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年7月15日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年7月27日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年7月31日14時～15時30分
4	評価結果の通知	2026年8月4日まで

8. 応募条件等

- （１） 参加資格のない者等：特になし
- （２） 家 族 帯 同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- （１） 簡易プロポーザル提出部数 ： 1 部
- （２） プレゼンテーション資料提出部数： 1 部
- （３） 提 出 方 法 ： 国際キャリア総合情報サイト PARTNER
を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向

け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験	20 点
② 語学力	10 点
③ その他学位、資格等	10 点
④ 業務従事者によるプレゼンテーション	20 点
(計 100 点)	

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,298,000	1,460,000
	個人	986,000	1,149,000

② 教育費：

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		239,700	243,200

③ 住居費：1,800 ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,216,960 円／人

(2) 便宜供与内容

ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり

イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり

- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通 訳 備 上：あり（英語または日本語⇄ロシア語）
- オ) 執務スペースの提供：キルギス国立医学アカデミーにおける執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（３）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（４）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA キルギス事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（５）その他留意事項

派遣前（後）業務を委嘱する可能性があります。

業務単価（月額） 法人：898,435 円／月

個人:558,305 円／月

以上

案件概要表

1案件名(国名)

国 名: キルギス共和国(キルギス)

案件名: リハビリテーション制度
Rehabilitation System

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

キルギスにおいては総死亡のうち 9 割近くが非感染性疾患(Non-communicable diseases: NCDs)及び外傷に起因しており、特に脳卒中や虚血性心疾患、悪性新生物が主な死亡原因となっている(2023 年時点、WHO Mortality Database)。国連障害者権利条約(CRPD)政府報告によれば、キルギスではこれらの疾患や外傷が機能障害の主要因となっており(CRPD/C/KGZ/1, 2025)、多くの患者が日常生活動作(ADL)や社会参加に長期的な制約を受けることが指摘されている。そのため、キルギスでは機能障害の予防及び回復を目的とするリハビリテーションサービスの需要が増大している。一方で、リハビリテーションサービスの体制整備は大きな政策課題となっており、特に保健セクターにおける専門職の養成・配置、標準的な診療手順の整備、医療機関間の患者導線(リファラル)等の面で十分な体制が構築されていない。現行の医療従事者の卒前・卒後教育は旧ソ連型の教育モデルに依拠しており、エビデンスに基づく医療や理学療法・作業療法を含む現代的リハビリテーション医療に関する教育や研修が不足している。地方においてはリハビリテーションサービスへのアクセス自体が限定的であり、地域間格差が顕著である。

かかる状況の下、キルギス政府は「国家開発戦略(2018-2040 年)」や「国家公衆衛生保護・保健システム発展プログラム(2019-2030 年)」等の政策文書において、疾病・外傷に起因する障害の予防・軽減と国民の生活の質の向上を掲げ、リハビリテーション分野の制度的整備及び人材育成を重視している。2025 年 10 月にはキルギス共和国憲法及びキルギス共和国法「キルギス共和国における国民の健康保護に関する法律」を根拠とした「キルギス共和国国民に対するリハビリテーション及びハビリテーション支援の提供手順」が閣議承認された。これを受け、保健省、労働・社会保障・移民省及び科学・高等教育・イノベーション省の連携を通じた、国家リハビリテーション戦略、理学療法士や作業療法士等の専門職の職務基準や教育基準、特定疾患に関するリハビリテーションの臨床ガイドライン・プロトコルやケアパス等の策定・開発が始まった。2026 年 6 月現在、キルギス国立医学アカデミーにおいてキルギス初となる理学療法士及び作業療法士の学士課程を 2027 年 9 月から開講すべく、関係機関

による準備が進められている。

本事業は、こうしたキルギスにおけるリハビリテーション医療のパラダイムシフトともいえる局面において、日本の知見と経験を提供することを目的とする。とりわけ、新設される理学療法士及び作業療法士学士課程の臨床実習に対応するため、実習生を受入れる医療施設において受入体制を整備することを通じて、専門職の新規養成、既存の医療従事者の再教育、リハビリテーションサービス提供体制の構築に貢献し、キルギスのリハビリテーション制度基盤の強化を図る。

(2) 保健セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

「対キルギス共和国国別開発協力量針(2022 年 4 月)」では、重点分野「行政・社会サービスの向上」のなかで、社会インフラの老朽化に加え、新型コロナウイルス感染拡大により脆弱な保健医療体制が露呈したため、キルギス側のニーズを踏まえ、保健医療体制の強化を中心に社会サービス強化のための協力を進めていく、とされている。対キルギス共和国 JICA 国別分析ペーパー(2020 年 3 月)では、開発課題「社会サービスの向上」の中で、NCDs 対策を含めたより広範な課題に対する保健医療サービスの向上が重要と分析している。JICA グローバル・アジェンダ「保健医療」では「保健医療サービス提供強化」に重点的に取り組むこととしており、本事業はこれらの方針、分析及び戦略に合致するとともに、持続可能な開発目標ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」に貢献すると考えられる。JICA はこれまで、技術協力個別案件(研修)「脳卒中リハビリテーション」(2023 年～2025 年)や技術協力プロジェクト「非感染性疾患の早期発見・早期治療のためのパイロットリファラル体制強化プロジェクト」(2022 年 3 月～2026 年 6 月)を通じてリハビリテーションに関する研修実施や臨床ガイドラインの策定を支援するとともに、無償資金協力「ビシュケク市およびチュイ州医療機材整備計画」(2023 年 2 月 G/A 署名)、「ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画」(2024 年 8 月 G/A 署名)、「南部地域における中核病院医療機材整備計画」(2025 年 12 月 G/A 署名)を通じた医療機材整備も行っており、これらの事業との相乗効果も期待される。

(3) 他の援助機関の対応

キルギスの保健セクターにおいては主に世界銀行、アジア開発銀行、世界保健機関、スイス開発協力庁、ドイツ復興金融国庫等が、医療インフラの整備やプライマリヘルスケアの改善を支援している。リハビリテーション分野においては、STLI や Uplift 等の非営利組織が、世界理学療法連盟や世界作業療法士連盟と連携し、キルギス国立医学アカデミーにおける専門職学士課程の設立を中心とした取り組みを行っているものの、投入は限られておりさらなる支援が求められている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、理学療法士及び作業療法士学士課程の臨床実習先となる医療施設において実習生の受入体制を整備するとともに、進行中の制度改革に資する日本の知見や経験を共有することにより、専門職の新規養成、既存の医療従事者の再教育、リハビリテーションサービス提供体制の構築を図り、もってキルギスのリハビリテーション制度基盤の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ビシュケク市(人口約 132 万人(2025 年))

(3) 総事業費(日本側)

0.36 億円(小数第二位まで記載)

(4) 事業実施期間

2026 年 11 月～2027 年 10 月を予定(計 12 カ月)

(5) 事業実施体制

実施機関:保健省、キルギス国立医学アカデミー

4. 事業の枠組み

(1) 成果

- ① 理学療法士及び作業療法士学士課程の臨床実習先となる医療施設において、実習生の受入体制の整備に貢献する。
- ② 日本の知見や経験の共有を通じて、以下をはじめとするリハビリテーション制度改革に貢献する。
 - ・ 国家リハビリテーション戦略の策定
 - ・ 専門職の業務範囲、技能標準、教育カリキュラム等の策定
 - ・ 特定疾患に関するリハビリテーションの臨床ガイドライン・プロトコルやケアパスの策定
 - ・ 専門職の新規養成にかかる教育カリキュラムの策定や講師養成
 - ・ 既存の医療従事者の再教育にかかる研修プログラムの策定や講師養成
- ③ キルギスのリハビリテーション分野における今後の日本の協力の方向性の整理に貢献する。

(2) 主な活動

- ① 理学療法士及び作業療法士学士課程の臨床実習の目的や到達目標を整理し、実習先医療施設の受入体制及び課題を把握する。
- ② 実習生を受入れる医療施設に対し、臨床実習及び指導体制の整備に必要な技術的助言を行う。

- ③ リハビリテーション制度改革の進捗状況や今後の見通しを把握し、有用と思われる日本の知見や経験を共有する。
- ④ 上記の活動成果や他の開発パートナーの協力状況を踏まえ、今後の日本の協力の方向性について助言する。

以 上